

「第 4 期南相馬市地域福祉計画

・ 第 4 次南相馬市地域福祉活動計画（素案）に係る

パブリックコメント手続の実施について

【計画策定の趣旨】

本市では、令和元年度から令和 4 年度までの 4 年間を計画期間とした「第 3 期地域福祉計画・第 3 次地域福祉活動計画」を策定し、『健康で安心して暮らすことができるまち、南相馬』を基本理念とし、住民や行政、民間の地域を支える団体や事業者などが力を合わせ、地域において住民一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう地域福祉を推進してきました。

この度、現行計画の期間満了を迎えたことから、これまでの成果や新たな課題を踏まえるとともに、令和 5 年 3 月に策定された「南相馬市第三次総合計画」の内容を踏まえ、さらなる地域福祉の充実を図るため、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間を計画期間とする「第 4 期地域福祉計画・第 4 次地域福祉活動計画」を策定します。

【意見等の提出方法】

意見提出の書式は自由です。意見提出の際は、住所、氏名、電話番号を明記のうえ、窓口へ持参するか郵便またはファックス、電子メールなどで提出してください。

法人または団体で提出する場合は、名称、所在地及び代表者名を明記してください。

【意見等の提出期間・素案の公表期間】

令和 5 年 1 2 月 1 日（金） ～ 令和 5 年 1 2 月 2 4 日（日）

【素案の公表場所】

社会福祉課、市民課総合案内窓口、小高区市民総合サービス課、鹿島区市民総合サービス課、各生涯学習センター（9 か所）、市民情報交流センター、市ホームページ

【担当課】

健康福祉部社会福祉課 社会福祉係

〒9 7 5 - 8 6 8 6 南相馬市原町区本町二丁目 2 7 番地

電話：0 2 4 4 - 2 4 - 5 3 2 1

F A X：0 2 4 4 - 2 4 - 5 7 4 0

メールアドレス：shakaifukushi@city.minamisoma.lg.jp

南相馬市 第4期地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画

第1章 計画の策定にあたって（素案P1～）

◇計画策定の趣旨

本市では、令和元年度から令和4年度までの4年間を計画期間とした「第3期地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画」を策定し、『健康で安心して暮らすことができるまち、南相馬』を基本理念とし、住民や行政、民間の地域を支える団体や事業者などが力を合わせ、地域において住民一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう地域福祉を推進してきました。

この度、現行計画の期間満了を迎えたことから、これまでの成果や新たな課題を踏まえるとともに、令和5年3月に策定された「南相馬市第三次総合計画」（以下「第三次総合計画」という。）の内容を踏まえ、更なる地域福祉の充実を図るため、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とする「第4期南相馬市地域福祉計画・南相馬市地域福祉活動計画」を策定します。

◇計画の位置づけと期間

本市では、地域福祉計画と地域福祉活動計画の2つの計画を一体的に策定することで、互いに連携・補完しあい、地域福祉を地域全体で推進していくことを目指しています。

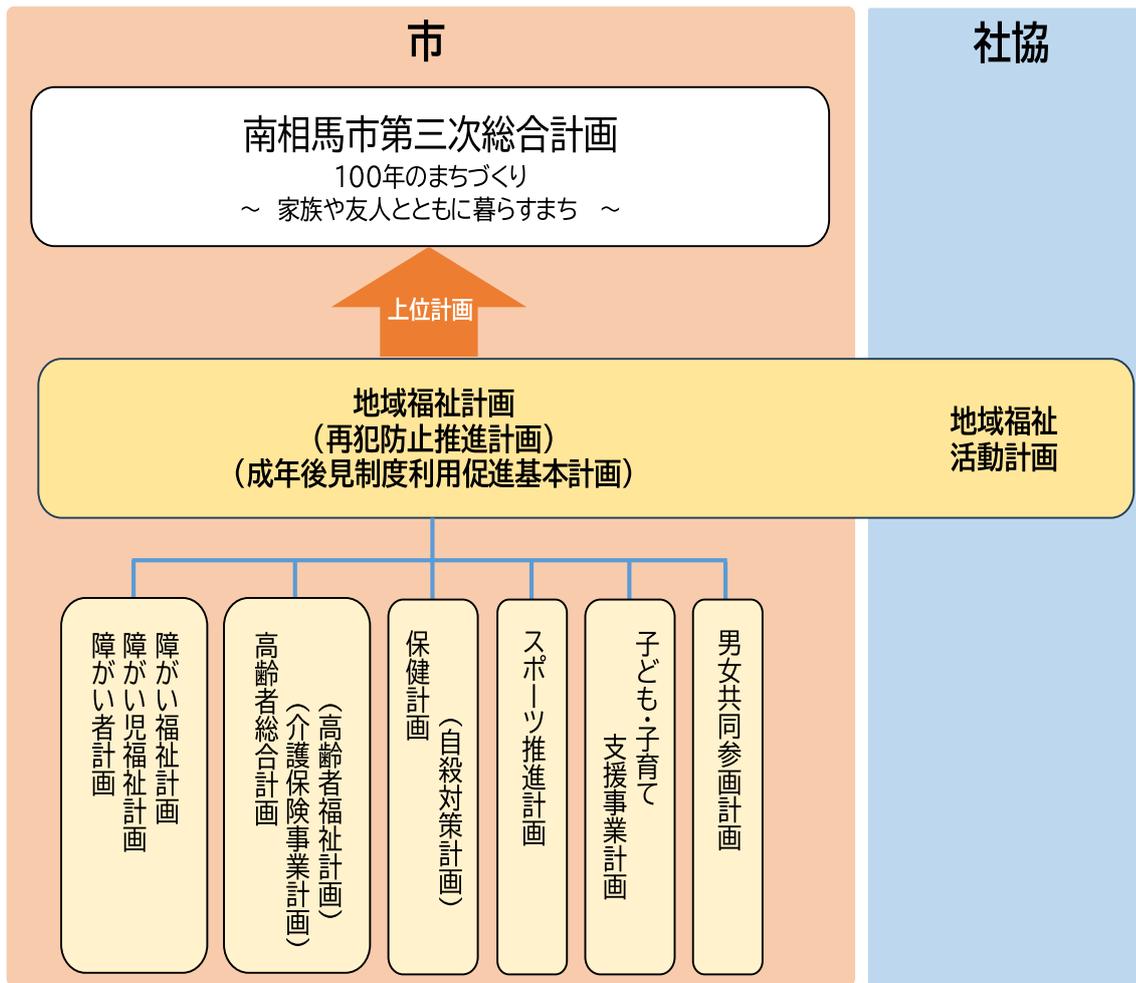
地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画であり、「第三次総合計画」を上位計画とし、福祉分野における「高齢者総合計画」、「障がい者計画」などの関連計画と連携しながら、地域福祉を総合的に推進するための「理念・まちづくり」の方向性を示す計画です。

また、地域福祉活動計画は、地域福祉計画の、「理念・目標」を共に実現することを目指し、南相馬市社会福祉協議会が具体的に取り組む内容を示すものです。

さらに、本計画は、地域福祉との一体的な展開が求められる、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定に基づく「再犯防止推進計画」及び「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものです。

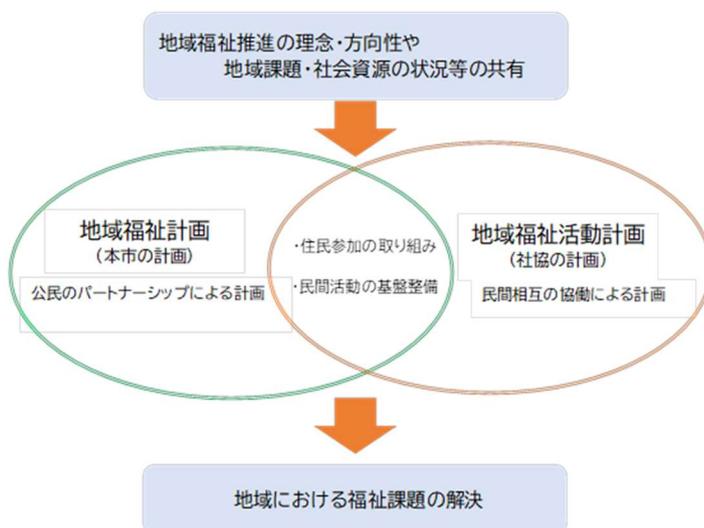
◇計画の期間

令和6年度から令和11年度まで



令和6年度から令和11年度までの6年間

本市においては、「理念・基盤・仕組み」づくりである「地域福祉計画」と、それらを実現するための地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定することにより、それぞれの内容の共有や、支援する施策を相互に盛り込むなどの密接な連携を図ります。



第2章 地域福祉を取り巻く状況（素案 P9～）

1 人口や世帯の状況など（素案 P7～）

- (1) 人口の推移
- (2) 人口ピラミッド
- (3) 人口推計
- (4) 自然動態・社会動態
- (5) 出生率・合計特殊出生率
- (6) 世帯の状況
- (7) 就業及び産業の状況
- (8) 障がい者手帳所持者数の推移
- (9) 高齢者人口の推移
- (10) 要支援・要介護認定者数の推移
- (11) 生活保護の状況
- (12) 自殺者数の推移

2 地域を支える各種団体の状況（素案 P20～）

- (1) 行政区・隣組
- (2) 社会福祉協議会
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) NPO事業者等

3 第3期計画の目標と実績（素案 P21～）

第3期計画では、基本施策ごとに取り組目標を定め、地域福祉の推進に取り組みました。

- (1) 市民の相互協力による福祉のまちづくりの推進
- (2) 地域福祉を支える基盤の確立
- (3) 安心して暮らすための生活支援

4 アンケート調査結果（素案 P23～）

本計画の策定にあたり、市民の現状や意向を把握し、計画づくりに反映するために、アンケート調査を実施しました。

調査対象	令和5年5月1日現在、市内に住民票を有する18歳以上の市民
抽出方法	年齢男女を考慮し、無作為抽出による抽出
調査方法	郵送による配布、回収
調査期間	令和5年6月～7月
回収結果	配布数:3,000件 有効回収数:1,357件 回収率:45.2%

アンケート調査内容

- 近所や地域との関わり
- まちの暮らしやすさ
- 近所付き合い

- 近所の人との関わりについて
- 日常生活で不安に思っていること
- 近所の虐待の可能性について
- 隣組の加入状況について
- 地域活動の参加状況について
- 地域活動に参加しない理由について
- ボランティア活動の参加意欲について
- ボランティア活動に参加したことがない理由について
- 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするための重要なこと
- 福祉に関する情報を得られているか
- 支援が必要な人が十分なサービスを受けられているか
- 成年後見制度の認知度
- 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の認知度
- 避難場所の認知度
- 災害発生時の困ることについて
- 安心して生活するための課題について
- 南相馬市社会福祉協議会の認知度
- 南相馬市社会福祉協議会に期待すること
- 民生委員・児童委員の認知度
- 民生委員・児童委員に期待すること

◎令和5年度地域福祉懇談会の開催状況（素案 P43～）

主催：社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会

共催：南相馬市

開催日	開催場所	対象地域	参加者数
令和5年6月29日	石神生涯学習センター	原町区 石神地区	18名
6月29日	かしま交流センター	鹿島区	26名
6月30日	高平生涯学習センター	原町区 高平地区	15名
6月30日	太田生涯学習センター	原町区 太田地区	23名
7月3日	大甕生涯学習センター	原町区 大甕地区	19名
7月3日	浮舟文化会館	小高区	19名
7月4日	原町区福祉会館	原町区 原町地区	23名
7月4日	原町区福祉会館	全地区	9名
			延 152名

【懇談会のテーマ】

- ① 地域での見守り・支え合い活動について
- ② 住み慣れた地域で安心して暮らすために

◎アンケートや懇談会などから見える課題

課題1 身近な支え合いのつながりづくり

地域福祉の充実、推進のためには、住民同士の支え合いやつながりが重要です。

高齢化や単身世帯の増加など社会構造の変化やコロナ禍での暮らしの変化等を踏まえ、身近なつながりを再構築し、新たな日常の中でのコミュニティ活動を推進していくことが重要です。

ボランティア活動や地域活動への参加経験について、63.3%が「ない」と回答しています。懇談会では、「若い人が地域活動に参加しない」などの意見がありました。

地域活動に関する情報提供や活動のための理解促進を積極的に支援することで、参加しやすい体制づくりを構築していくことが求められます。

課題2 安全・安心に暮らせる地域づくり

災害発生時の避難場所については、24.8%の人が避難場所を「知らない」と回答していることから、近年頻発する自然災害等の緊急時の支援体制を充実するとともに、避難場所を把握しておくことの重要性をより認識してもらう必要があります。

また、地域懇談会では、「災害発生時に支援が必要な人が把握できていない」との意見もありました。災害時の情報伝達手段の多様化や物資・備蓄の充実、避難所設備の充実等を推進していくことと共に、高齢化の進行等に伴い、避難行動要支援者の増加が想定されるため、引き続き、避難行動要支援者の把握や、地域全体で支援していくための体制づくりが求められます。

課題3 必要な支援を必要なときに受けられる基盤づくり

現在、高齢者世帯や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、市民の生活上の課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現に向けた包括的な相談支援体制の構築が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方（素案 P57～）

◇基本理念

本計画においては、個人として尊重しつつ、人と人とのふれあいを大切に、地域の支え合い、助け合いを推進するとともに、地域住民のつながりを強化し、思いやりのあるまちづくりを目指します。

これまでの地域福祉分野における取組や地域共生社会の考え方を踏まえ、住民一人ひとりが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、第三次総合計画の「政策の柱3 健康・医療・福祉」分野の目指す姿である、「誰もが安心して健康で暮らせるまち」を基本理念として掲げます。

誰もが安心して健康で暮らせるまち

引き続き、保健・医療・福祉の連携を図るとともに、行政だけでなく地域住民、民間事業者、ボランティア、NPO等が役割分担を行いながら、地域における相互扶助の充実を図ります。

また、乳幼児から高齢者まで、全ての人が共に生きる社会形成を行うことで、住民一人ひとりがお互いに助け合う活動を通じて、心身ともに安心して、生きがいを持って暮らせる、やさしいまちを目指します。

◇基本施策

第三次総合計画に掲げられている、「100年のまちづくり～家族と友人とともに暮らすまち～」、のまちづくりの基本姿勢と本計画の基本理念の実現を目指します。

また、「第三次総合計画」に掲げる「今後8年間のまちづくりの基本姿勢（つなぐ・よりそう・いどむ）」を踏まえ、次の3つの基本施策を掲げ、計画の推進を図ります。

つなぐ

基本施策 1 地域のつながりづくり

地域の様々な課題に対して、市民一人ひとりが「我が事」として課題解決に向けて行動できるよう、福祉への関心や理解の促進に取り組みます。

よりそう

基本施策 2 安全・安心に暮らせる地域づくり

地域の支えあう力を一層高め、生活に対する支援や防災・防犯対策など地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。また、住民一人ひとりが心身ともに健康であるため、保健・医療・福祉の充実と健康意識の向上を図ります。

いどむ

基本施策 3 地域で福祉を支える基盤づくり

多様化・複合化している地域の生活課題に対応するために、保健・医療・福祉分野の多分野・他機関が連携し、福祉サービスに関する情報提供や相談支援を行い、必要な時に適切なサービスを利用できるような体制をつくります。

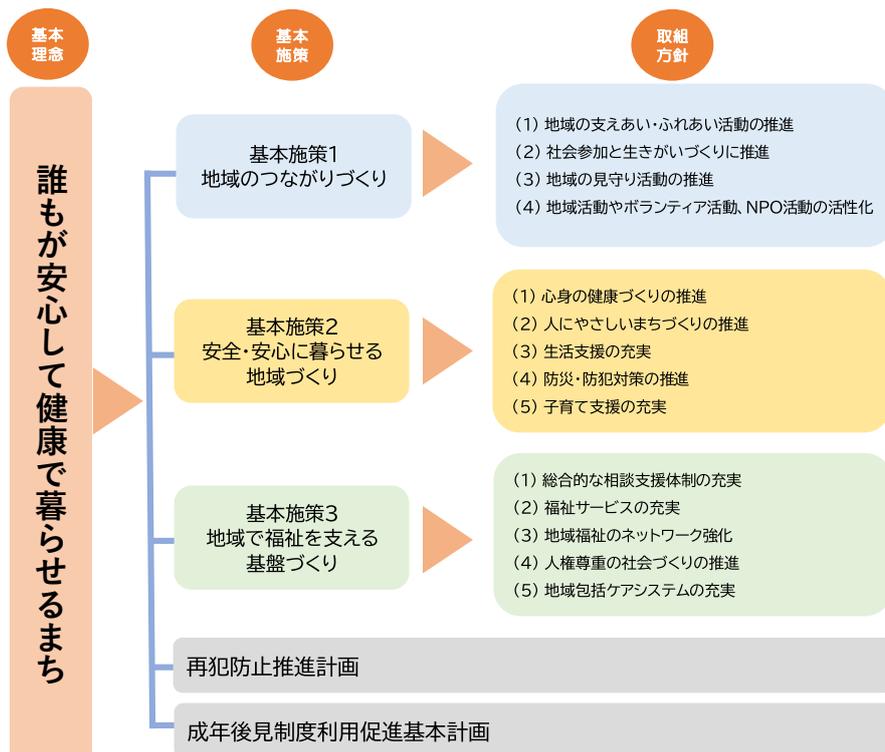
再犯防止推進計画

罪を犯した人や非行をした人を孤立させない地域づくりを推進します。

成年後見制度利用促進基本計画

相談体制の整備を図るとともに、安心して制度を利用できるよう周知に努めます。

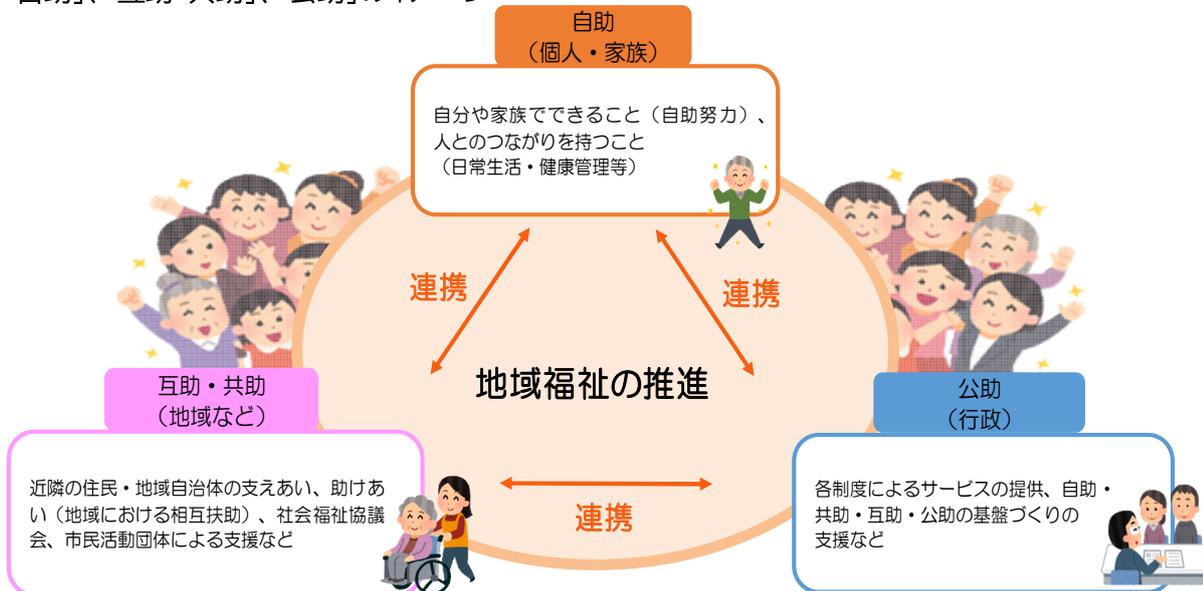
◇計画の体系



◇「自助」・「互助・共助」・「公助」の考え方

本計画では、市民一人ひとりや家族が取り組むべき「自助」（市民の役割）、近隣の住民や地域自治会、福祉関係団体等が協働して取り組むべき「互助・共助」（地域の役割）、行政として取り組むべき「公助」（行政の役割）の3つに区分し、地域福祉の推進に向けた基本的役割について定めます。

■「自助」、「互助・共助」、「公助」のイメージ



第4章 地域福祉の推進に向けた取組（素案 P63～）

基本施策1 地域のつながりづくり

- (1) 地域の支えあい・ふれあい活動の推進
- (2) 社会参加と生きがいのづくりの推進
- (3) 地域の見守り活動の推進
- (4) 地域活動やボランティア活動、NPO活動の活性化

基本施策2 安全・安心に暮らせる地域づくり

- (1) 心身の健康づくりの推進
- (2) 人にやさしいまちづくりの推進
- (3) 生活支援の充実
- (4) 防災・防犯対策の推進
- (5) 子育て支援の充実

基本施策3 地域で福祉を支える基盤づくり

- (1) 総合的な相談支援体制の充実
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 地域福祉のネットワーク強化
- (4) 人権尊重の社会づくりの実施
- (5) 地域包括ケアシステムの充実

第5章 再犯防止推進計画（素案 P105～）

◇計画の策定にあたって

生きづらさを抱えて犯罪をした人の課題に対応し、再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させないための支援を関係機関で連携・協力して実施することが求められています。

◇計画の位置づけと計画期間

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める市町村計画として策定します。

【再犯の防止等の推進に関する法律】

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

本計画の期間は、「南相馬市地域福祉計画・南相馬市地域福祉活動計画」に準じて令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

◇計画の基本事項

(1)再犯防止推進計画の5つの基本方針

- ①「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ②刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢に応じた効果的な施策を実施
- ⑤再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

(2)国の再犯防止推進計画の7つの重点課題

- ①就労・住居の確保
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③学校等と連携した修学支援
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
- ⑤民間協力者の活動の促進
- ⑥地域による包摂の推進
- ⑦再犯防止に向けた基盤の整備

◇犯罪や再犯についての現状と課題

(現状) 再犯者の南相馬警察署管内の状況を見ると、再犯者の人員及び再犯者率については、令和3年では南相馬警察署管内の検挙者数は80名、うち再犯者が40名となっています。また犯行時の状況を見ると、65歳以上が多い傾向となっており、令和3年では、65歳以上が26.3%となっています。

- (課題) ①再犯防止の取り組みの認知度の向上と理解の促進
②罪を犯した人が自立して生活できる環境づくり

◇計画の基本的な考え方

地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念である「誰もが安心して健康で暮らせるまち」の実現を目指し、再犯防止の推進に係る取り組みを推進していきます。

◇施策の展開

- 基本施策 1 就労・住居の確保
- 基本施策 2 保健医療・福祉サービスなどの利用の促進
- 基本施策 3 学校と連携した修学支援の実施等
- 基本施策 4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- 基本施策 5 関係機関の人的・物的体制の整備等

第6章 成年後見制度利用促進基本計画（素案 P117～）

◇計画の策定にあたって

制度の必要性の高まりに対して、成年後見人等への支援体制が不十分で、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用があるなど、利用者が制度を利用するメリット感を実感できず、必要な方が制度を利用できていないという実態があります。本市においても、地域共生社会の実現に向け、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的に、本計画を策定し、必要な体制整備や関係機関との連携などの取組を進めます。

◇計画の位置づけと計画期間

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に定める市町村計画として策定します。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】抜粋
(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、策定にあたっては、「南相馬市高齢者総合計画（第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）」、「第7期障がい者計画」、その他関連する計画とも整合性を図っています。

◇計画の基本事項

(1)成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方

- ①地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進
- ②尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等
- ③司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

(2)成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

- ①成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
- ②尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
- ③権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

◇成年後見制度についての現状と課題

市民の、制度への関心や理解は十分とは言えない状況です。今後も引き続き事業の普及啓発に努める必要があります。

◇計画の基本的な考え方

地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念である「誰もが安心して健康で暮らせるまち」の実現を目指し、成年後見制度利用促進に係る取り組みを推進していきます。

◇施策の展開

- 基本施策 1** 利用者がメリットを実感できる制度運用
- 基本施策 2** 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
- 基本施策 3** 制度の周知・啓発及び不正防止の徹底

第7章 計画の推進

◇計画の周知

地域住民一人ひとりが地域における支えあいやふれあいの重要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取り組みを実践・継続していけるよう、市ホームページ等で計画内容を公表します。

◇関係機関などとの連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、地域福祉担当課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である南相馬市社会福祉協議会との連携をはじめ、行政区、隣組、民生委員・児童委員、福祉事業者、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、老人クラブ、その他各種団体とも連携を図りながら、協働による地域福祉の推進に努めます。

◇計画の進捗管理

計画の実現に向けて進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、必要に応じて各種施策の見直しを行います。